

5 関経第 1026 号  
令和 5 年 12 月 7 日

千葉県知事 殿

関東農政局長

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

このことについて、令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2019 号をもって農林水産事務次官から別添のとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。

5 経営第 2019 号  
令和 5 年 12 月 1 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の一部改正について

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。